

## 市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業

## 1 概要

平成26年度から市役所本庁舎内中層棟地下1階の未利用スペースを、起業家のためのチャレンジショップ（通称「ゆめちか」）として活用し、出店者が市内の商店街等で本格的に飲食業を開業する前段階として、試験的に店舗を運営することにより、起業家のための学び、実践、成長の場として利用します。

## 2 対象者

店舗を必要とする飲食業で、チャレンジショップでの出店を希望する者とし、次に掲げる各条件を備えている者としてします。

ア 新たに飲食業を起業する個人であること。

（過去に業種を問わず、起業経験がないこと。）

イ チャレンジショップでの事業終了後、吹田市内の商店街を中心とした商業集積地等において、引き続き本格開業をする意思を持っていること。

ウ 市民税を完納し、滞納がないこと。

エ 店舗運営に必要な自己資金を有していること。

オ 申し込みをしようとする個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団員に該当しないこと。

カ 店舗営業時間に定める営業時間等の運営体制を確保できること。

## 3 店舗概要

チャレンジショップ 87.2 m<sup>2</sup>のうち、厨房部分 12.18 m<sup>2</sup>の使用料 12,050 円/月、電気代・ガス代・水道代を負担していただきます。

営業日・・・月曜日～金曜日（国民の祝日及び1月2日、3日、12月29日～31日は除く）

営業時間・・・午前8時30分～午後6時30分までの任意の時間（但し、午前11時30分～午後2時までは必須）

## 4 令和5年度 事業スケジュール（予定）

令和5年10月～12月	新出店者募集（10期生）
令和5年12月	選定会議開催、新出店者（10期生）決定
令和6年1月～3月	10期生 新店舗準備
令和6年2月	既出店者（9期生）営業終了
令和6年4月以降	10期生店舗運営開始（運営期間 約1年間）

## 5 選定会議について

応募多数の場合、必要に応じて書類審査を行い、選定会議を経て出店者を決定します。（選定会議の委員：中小企業診断士、既に飲食業を営む者、市職員）

## 6 事業の効果

吹田市の特性である開業率の高さを広く内外に周知するため、本庁地下未利用スペースをチャレンジショップとして有効活用し、起業家を育成します。また、チャレンジ期間終了後、市内の商店街を中心とした商業集積地等で本格的に開業することで空き店舗率の抑制にもつながるものと期待しております。

他市で市役所庁舎を活用して起業家を育成する事例はなく、この話題性の高い事業を効果的に情報発信することにより、チャレンジャーを応援するまち吹田というまちのブランドを構築し、地域経済の活性化に資するものです。